

証コ協第29号
2024年2月13日

各位

証券コード協議会

「先物・オプション取引識別コード仕様」、「株式及び公社債銘柄コードの設定、変更及び削除に関する取扱い要領」及び「新証券コード仕様」の一部改正について

当協議会は、電力先物に係る週間物取引の追加に伴う「先物・オプション取引識別コード仕様」の一部改正、並びに国債バスケット取引においてクライメート・トランジション利付国庫債券（GX 国債）を含むバスケット取引を新設することに伴う「株式及び公社債銘柄コード設定、変更及び削除に関する取扱い要領」及び「新証券コード仕様」の一部改正を行います。

<添付資料>

- （別紙1）新旧対照表
- （別紙2）先物・オプション取引識別コード仕様
- （別紙3）株式及び公社債銘柄コード設定、変更及び削除に関する取扱い要領
- （別紙4）新証券コード仕様

<お問合せ先>

証券コード協議会事務局（株式会社東京証券取引所 株式部データサービス室）
電話：03-3666-0141（代表） メール：sicc@jpx.co.jp

以上

「先物・オプション取引識別コード仕様」、「株式及び公社債銘柄コード設定、変更及び削除に関する取扱い要領」及び「新証券コード仕様」の一部改正について

目 次

	(ページ)
【電力先物に係る週間物取引の追加】	
1. 先物・オプション取引識別コード仕様の一部改正新旧対照表	1
【クライメート・トランジション利付国庫債券（GX 国債）を含む国債バスケット取引の新設】	
2. 株式及び公社債銘柄コード設定、変更及び削除に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	4
3. 新証券コード仕様の一部改正新旧対照表	5

先物・オプション取引識別コード仕様の一部改正新旧対照表

新	旧																																				
<p>II 割当方法（フレックス限月取引を除く。） ①②：（略） ③：限月 上1けた：（略） 下2けた：（略） （注）1.～4. （略）</p> <p><u>5. 電力先物に係る週間物取引については、各年の第1金曜日（1月第1週）の前営業日を取引最終日とする限月を「01」とし、以後、翌週金曜日の前営業日を取引最終日とする限月には1ずつ加算する。</u> <u>なお、週間日中ロード電力について、対象週に平日（東京商品取引所が指定）がない場合、当該週の限月は設定されない。この場合、当該限月にあたるコードは欠番とする。</u> （例）</p> <p style="margin-left: 40px;">1月第1週 01 1月第2週 02 1月第3週 03</p> <p>④：・⑤：（略）</p> <p>付則</p> <p><u>22. II 割当方法（フレックス限月取引を除く。）の③：限月の設定方法に係る注5の追加及び対象指数等を追加（電力先物に係る週間物取引及びJPXプライム150指数）した改正規定は、2024年3月18日から施行する。</u></p> <p>別紙 対象指数等コード一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象指数等</th> <th style="text-align: center;">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>長期国債標準物</td><td style="text-align: center;">01</td></tr> <tr><td>超長期国債標準物</td><td style="text-align: center;">02</td></tr> <tr><td>中期国債標準物</td><td style="text-align: center;">04</td></tr> <tr><td>東証株価指数（TOPIX）</td><td style="text-align: center;">05</td></tr> <tr><td>ミニ東証株価指数（TOPIX）</td><td style="text-align: center;">06</td></tr> <tr><td>ミニ長期国債標準物</td><td style="text-align: center;">07</td></tr> <tr><td>東証グロース市場 250 指数</td><td style="text-align: center;">11</td></tr> <tr><td>JPX プライム 150 指数</td><td style="text-align: center;">12</td></tr> </tbody> </table>	対象指数等	コード	長期国債標準物	01	超長期国債標準物	02	中期国債標準物	04	東証株価指数（TOPIX）	05	ミニ東証株価指数（TOPIX）	06	ミニ長期国債標準物	07	東証グロース市場 250 指数	11	JPX プライム 150 指数	12	<p>II 割当方法（フレックス限月取引を除く。） ①②：（略） ③：限月 上1けた：（略） 下2けた：（略） （注）1.～4. （略） （新設）</p> <p>④：・⑤：（略）</p> <p>付則 （新設）</p> <p>別紙 対象指数等コード一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象指数等</th> <th style="text-align: center;">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>長期国債標準物</td><td style="text-align: center;">01</td></tr> <tr><td>超長期国債標準物</td><td style="text-align: center;">02</td></tr> <tr><td>中期国債標準物</td><td style="text-align: center;">04</td></tr> <tr><td>東証株価指数（TOPIX）</td><td style="text-align: center;">05</td></tr> <tr><td>ミニ東証株価指数（TOPIX）</td><td style="text-align: center;">06</td></tr> <tr><td>ミニ長期国債標準物</td><td style="text-align: center;">07</td></tr> <tr><td>東証グロース市場 250 指数</td><td style="text-align: center;">11</td></tr> <tr><td>（新設）</td><td style="text-align: center;">（新設）</td></tr> </tbody> </table>	対象指数等	コード	長期国債標準物	01	超長期国債標準物	02	中期国債標準物	04	東証株価指数（TOPIX）	05	ミニ東証株価指数（TOPIX）	06	ミニ長期国債標準物	07	東証グロース市場 250 指数	11	（新設）	（新設）
対象指数等	コード																																				
長期国債標準物	01																																				
超長期国債標準物	02																																				
中期国債標準物	04																																				
東証株価指数（TOPIX）	05																																				
ミニ東証株価指数（TOPIX）	06																																				
ミニ長期国債標準物	07																																				
東証グロース市場 250 指数	11																																				
JPX プライム 150 指数	12																																				
対象指数等	コード																																				
長期国債標準物	01																																				
超長期国債標準物	02																																				
中期国債標準物	04																																				
東証株価指数（TOPIX）	05																																				
ミニ東証株価指数（TOPIX）	06																																				
ミニ長期国債標準物	07																																				
東証グロース市場 250 指数	11																																				
（新設）	（新設）																																				

日経平均ボラティリティー・インデックス (日経平均V I)	15	日経平均ボラティリティー・インデックス (日経平均V I)	15
日経平均・配当指数	17	日経平均・配当指数	17
日経平均株価 (日経 225)	18	日経平均株価 (日経 225)	18
日経平均株価 (ミニ日経 225)	19	日経平均株価 (ミニ日経 225)	19
JPX 日経インデックス 400	22	JPX 日経インデックス 400	22
日経平均株価 (日経 225 マイクロ)	23	日経平均株価 (日経 225 マイクロ)	23
日経平均株価 (日経 225 ミニオプション)	26	日経平均株価 (日経 225 ミニオプション)	26
東証銀行業株価指数	32	東証銀行業株価指数	32
東証株価指数(TOPIX) (フレックス先物)	40	東証株価指数(TOPIX) (フレックス先物)	40
日経平均株価(日経 225) (フレックス先物)	41	日経平均株価(日経 225) (フレックス先物)	41
JPX 日経インデックス 400 (フレックス先物)	42	JPX 日経インデックス 400 (フレックス先物)	42
東証銀行業株価指数 (フレックス先物)	43	東証銀行業株価指数 (フレックス先物)	43
東証 REIT 指数 (フレックス先物)	44	東証 REIT 指数 (フレックス先物)	44
日経平均トータルリターン・インデックス (フレックス先物)	45	日経平均トータルリターン・インデックス (フレックス先物)	45
東証株価指数(TOPIX)(フレックス・オプション)	50	東証株価指数(TOPIX)(フレックス・オプション)	50
日経平均株価(日経 225) (フレックス・オプション)	51	日経平均株価(日経 225) (フレックス・オプション)	51
JPX 日経インデックス 400 (フレックス・オプション)	52	JPX 日経インデックス 400 (フレックス・オプション)	52
東証銀行業株価指数 (フレックス・オプション)	53	東証銀行業株価指数 (フレックス・オプション)	53
東証 REIT 指数 (フレックス・オプション)	54	東証 REIT 指数 (フレックス・オプション)	54
TOPIX Core30 指数	63	TOPIX Core30 指数	63
S&P/JPX 500 ESG スコア・ティルト指数 (傾斜 0.5)	65	S&P/JPX 500 ESG スコア・ティルト指数 (傾斜 0.5)	65
FTSE JPX ネットゼロ・ジャパン 500 インデックス	66	FTSE JPX ネットゼロ・ジャパン 500 インデックス	66
日経平均気候変動 1.5°C 目標指数	67	日経平均気候変動 1.5°C 目標指数	67
東証 REIT 指数	69	東証 REIT 指数	69
ダウ・ジョーンズ工業株平均株価 (ダウ平均)	73	ダウ・ジョーンズ工業株平均株価 (ダウ平均)	73
ラッセル野村プライムインデックス	76	ラッセル野村プライムインデックス	76
台湾証券取引所 発行量加権指数 (台湾加権指数)	78	台湾証券取引所 発行量加権指数 (台湾加権指数)	78

F T S E 中国 50 インデックス	79	F T S E 中国 50 インデックス	79
無担保コール O/N 物レート (TONA) 3 か月金利	91	無担保コール O/N 物レート (TONA) 3 か月金利	91
金標準	A0	金標準	A0
金ミニ	A1	金ミニ	A1
金限日	A2	金限日	A2
銀	A3	銀	A3
白金標準	A4	白金標準	A4
白金ミニ	A5	白金ミニ	A5
パラジウム	A6	パラジウム	A6
原油	A7	原油	A7
ガソリン	A8	ガソリン	A8
灯油	A9	灯油	A9
軽油	AA	軽油	AA
中京ガソリン	AB	中京ガソリン	AB
中京灯油	AC	中京灯油	AC
とうもろこし	AG	とうもろこし	AG
一般大豆	AH	一般大豆	AH
小豆	AJ	小豆	AJ
ゴム (RSS3)	AK	ゴム (RSS3)	AK
白金限日	AL	白金限日	AL
ゴム (TSR20)	AM	ゴム (TSR20)	AM
CME 原油等指数	AZ	CME 原油等指数	AZ
L N G (プラッツ JKM)	B0	L N G (プラッツ JKM)	B0
西エリア・ベースロード電力	B1	西エリア・ベースロード電力	B1
西エリア・日中ロード電力	B2	西エリア・日中ロード電力	B2
東エリア・ベースロード電力	B3	東エリア・ベースロード電力	B3
東エリア・日中ロード電力	B4	東エリア・日中ロード電力	B4
西エリア・週間ベースロード電力	BA	(新設)	(新設)
西エリア・週間日中ロード電力	BB	(新設)	(新設)
東エリア・週間ベースロード電力	BC	(新設)	(新設)
東エリア・週間日中ロード電力	BD	(新設)	(新設)
新潟コシ EXW (堂島取引所)	D0	新潟コシ EXW (堂島取引所)	D0
とうもろこし 50 (堂島取引所)	D1	とうもろこし 50 (堂島取引所)	D1
米国産大豆 (堂島取引所)	D2	米国産大豆 (堂島取引所)	D2
小豆 (堂島取引所)	D3	小豆 (堂島取引所)	D3
粗糖 (堂島取引所)	D4	粗糖 (堂島取引所)	D4
金限日 (堂島取引所)	D5	金限日 (堂島取引所)	D5
銀限日 (堂島取引所)	D6	銀限日 (堂島取引所)	D6
白金限日 (堂島取引所)	D7	白金限日 (堂島取引所)	D7

株式及び公社債銘柄コード設定、変更及び削除に関する取扱い要領の
一部改正新旧対照表

新	旧
<p>Ⅲ 国債バスケットコード</p> <p>11. (略)</p> <p>12. 国債バスケットの銘柄コードの設定基準 (1) 構成銘柄コード(4けた) 構成銘柄コードは、次のとおりとする。</p> <p>国債バスケット(国庫短期証券) 0101 国債バスケット(利付残存10年以下・国庫短期証券) 0103 国債バスケット(利付・国庫短期証券) 0105 国債バスケット(変動利付・利付・国庫短期証券) 0107 国債バスケット(物価連動・変動利付・利付・国庫短期証券) 0109 国債バスケット(分離元本・分離利息) 0201 <u>国債バスケット(変動利付・利付・利付GX・国庫短期証券)</u> <u>0203</u> <u>国債バスケット(物価連動・変動利付・利付・利付GX・国庫短期証券)</u> <u>0205</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>付則 <u>26. 国債バスケットの構成銘柄コードを追加した改正規定は、2024年2月14日より施行する。</u></p>	<p>Ⅲ 国債バスケットコード</p> <p>11. (略)</p> <p>12. 国債バスケットの銘柄コードの設定基準 (1) 構成銘柄コード(4けた) 構成銘柄コードは、次のとおりとする。</p> <p>国債バスケット(国庫短期証券) 0101 国債バスケット(利付残存10年以下・国庫短期証券) 0103 国債バスケット(利付・国庫短期証券) 0105 国債バスケット(変動利付・利付・国庫短期証券) 0107 国債バスケット(物価連動・変動利付・利付・国庫短期証券) 0109 国債バスケット(分離元本・分離利息) 0201 (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>付則 (新設)</p>

新証券コード仕様の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>II 基本仕様</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>2.1 (略)</p> <p>2.1.1 (略)</p> <p>2.1.2 発行体固有名コード (5けた)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国債バスケット (略)</p> <p>a 国債名称コード (略)</p> <p>b 構成銘柄コード 次のとおりとする。</p> <p>国債バスケット (国庫短期証券) 1 0 1</p> <p>国債バスケット (利付残存10年以下・国庫短期証券) 1 0 3</p> <p>国債バスケット (利付・国庫短期証券) 1 0 5</p> <p>国債バスケット (変動利付・利付・国庫短期証券) 1 0 7</p> <p>国債バスケット (物価連動・変動利付・利付・国庫短期証券) 1 0 9</p> <p>国債バスケット (分離元本・分離利息) 2 0 1</p> <p><u>国債バスケット (変動利付・利付・利付 GX・国庫短期証券)</u> 2 0 3</p> <p><u>国債バスケット (物価連動・変動利付・利付・利付 GX・国庫短期証券)</u> 2 0 5</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>2.2 証券種類コード (3けた) (略)</p> <p>3. チェックディジット (1けた) (略)</p> <p>付則</p> <p><u>26. 国債バスケットの構成銘柄コードを追加した改正規定は、2024年2月14日より施行する。</u></p>	<p>II 基本仕様</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>2.1 (略)</p> <p>2.1.1 (略)</p> <p>2.1.2 発行体固有名コード (5けた)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国債バスケット (略)</p> <p>a 国債名称コード (略)</p> <p>b 構成銘柄コード 次のとおりとする。</p> <p>国債バスケット (国庫短期証券) 1 0 1</p> <p>国債バスケット (利付残存10年以下・国庫短期証券) 1 0 3</p> <p>国債バスケット (利付・国庫短期証券) 1 0 5</p> <p>国債バスケット (変動・利付・国庫短期証券) 1 0 7</p> <p>国債バスケット (物価連動・変動利付・利付・国庫短期証券) 1 0 9</p> <p>国債バスケット (分離元本・分離利息) (新設) (新設)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>2.2 証券種類コード (3けた) (略)</p> <p>3. チェックディジット (1けた) (略)</p> <p>付則 (新設)</p>

先物・オプション取引識別コード仕様

(改定) 2008.4 2008.11 2010.3 2011.10 2013.11 2014.3 2014.11 2015.11
 2016.3 2017.3 2017.5 2018.2 2018.6 2018.9 2019.8 2020.12
 2021.9 2022.2 2023.5 2023.11 2024.3

I 構成（フレックス限月取引を除く。）

①	②	③	④	⑤
特殊取引	プット／コール 現先区分	限 月	権利行使価格等	対象指数等
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

II 割当方法（フレックス限月取引を除く。）

①②：取引種別

①：「1」とし特殊取引（先物、オプション取引）を示す。

②：先物、オプション取引の別、及び、オプション取引である場合のプット、コールの別と現物、先物を識別し、次のとおりとする。

(コード)

プットオプション取引（先物）	1 及び 5
コールオプション取引（先物）	2 及び 7
プットオプション取引（現物）	3 及び 8
コールオプション取引（現物）	4 及び 9
先物取引	6

(注) 1. 上記コードのうち、5、7、8 及び 9 は、株価指数オプション取引及び国債証券先物オプション取引等において新たな銘柄(権利行使価格)が設定される場合で、かつ同一限月内で、権利行使価格を表すコードに既に同じコードが設定されている場合に使用する。

2. 金先物オプションは、プット／コールオプション（現物）のコードを使用する。

③：限月

上1けた：10年サイクルの数字1けたで限月の年を示す。

(例)	(コード)	(コード)	(コード)		
2021 年	6	2025 年	0	2029 年	4
2022	7	2026	1	2030	5
2023	8	2027	2	2031	6
2024	9	2028	3	2032	7

下2けた：限月の月を示し、月数を使用する。

(例)	(コード)
3月	03
12月	12

- (注) 1. 先物取引に係る限月間スプレッド取引については、直近の限月取引の限月を示す。
2. 株価指数オプション取引（日経225ミニオプション取引を除く。）及び国債証券先物オプション取引等において新たな銘柄（権利行使価格）が設定される場合で、かつ、同一限月内で、「プット／コール、現先区分」を表すコード及び「権利行使価格」を表すコードにて既に同じコードが設定されている場合、限月の下2けたは若い番号から優先して次の月数コードを使用する。この場合、プット／コールオプション取引（先物）のコードは1及び2から使用し、プット／コールオプション取引（現物）のコードは、3及び4から使用する。

(例)

	月数コード				
1月	13	25	37	49	61
2月	14	26	38	50	62
3月	15	27	39	51	63
12月	24	36	48	60	72

3. 日経225ミニオプション取引については、各年の第1金曜日（1月第1週）の前営業日を取引最終日とする限月取引を「01」とし、以後、翌週金曜日の前営業日を取引最終日とする限月取引には1ずつ加算する。ただし、新たな銘柄（権利行使価格）が設定される場合で、かつ、同一限月内で、「プット／コール、現先区分」を表すコード及び「権利行使価格」を表すコードにて既に同じコードが設定されている場合、「54」から「99」まで、若い番号から優先して、その都度使用する。この場合、「プット／コール、現先区分」を表すコードは、3及び4から使用する。

(例)

1月第1週	01
1月第2週	02
1月第3週	03

4. 限日取引については、「999」固定とする。
5. 電力先物に係る週間物取引については、各年の第1金曜日（1月第1週）の前営業日を取引最終日とする限月を「01」とし、以後、翌週金曜日の前営業日を取引最終日とする限月には1ずつ加算する。

なお、週間日中ロード電力について、対象週に平日（東京商品取引所が指定）がない場合、当該週の限月は設定されない。この場合、当該限月にあたるコードは欠番とする。

(例)

1月第1週	01
1月第2週	02
1月第3週	03

④：権利行使価格等

イ オプション取引

権利行使価格を次のとおり2けたに指数化する。

ただし、「長期国債標準物」は権利行使価格を0.25で除した商の下2けたをコード化し、「金先物」は権利行使価格を25で除した商の下2けたをコード化する。

(例)	(権利行使価格)	(コード)
長期国債標準物	120 円	80
東証株価指数 (T O P I X)	1575	57
日経平均株価	26250 円	62
JPX 日経インデックス 400	14000	40
金先物	4600 円	84

ロ 先物取引

「00」とする。

ただし、先物取引に係る限月間スプレッド取引については、取引最終日が後に到来する限月取引を示し、「01」から「04」まで、直近の限月取引と期の近いものから連番に付す。

⑤：対象指数等（取引対象となる証券又は権利等）を示し、別紙のとおりとする。

(例) ・東証株価指数 (T O P I X) 先物限月間スプレッド取引

直近の限月取引 2010 年 12 月限月

その他の限月取引 2011 年 3 月限月

1 6 512 01 05

・長期国債標準物先物取引 2004 年 9 月限月

1 6 909 00 01

・東証株価指数 (現物) コールオプション取引

(T O P I X) 1225 ポイント

2005 年 3 月限月

1 4 003 22 05

Ⅲ フレックス限月取引の構成

①	②	③	④
フレックス区分	プット／コール 最終決済区分	限月・権利行使価格	対象指数等
□	□	□□□□□	□□

IV フレックス限月取引の割当方法

①：フレックス区分として「7」を使用する。ただし、②、③及び④の組み合わせが既存銘柄と重複する場合には、「8」、「9」の順に割り当てる。

②：プット／コール最終決済区分については、次のとおりとする。

イ オプション取引

	(コード)
SQ型プットオプション取引	1
SQ型コールオプション取引	2
終値型プットオプション取引	3
終値型コールオプション取引	4

ロ 先物取引

(コード)

SQ型 1及び2

終値型 3及び4

(注) 「2」及び「4」は、①、③及び④の組み合わせが既存銘柄と重複する場合に、フレックス区分における「8」及び「9」に優先して使用する。

③：限月・権利行使価格については、設定順に「00001」から「99999」まで昇順に割り当てる。

④：対象指数コード等については別に定める。

付則

- ③限月の注2（月数コード）を追加した改正規定は、2008年4月1日から施行する。
- 対象指数等を追加（ミニ長期国債標準物）した改正規定は、2008年11月5日から施行する。
- 対象指数等を追加（TOPIX 配当指数等）した改正規定は、2010年3月23日から施行する。
- 対象指数等を追加（ダウ・ジョーンズ工業株平均株価）した改正規定は、2011年10月3日から施行する。
- 対象指数等を追加（日経平均ボラティリティー・インデックス）した改正規定は、2011年10月25日から施行する。
- 対象指数等を追加（CNX Nifty 指数）した改正規定は、2013年11月25日から施行する。
- 対象指数等を追加（JPX日経インデックス 400）した改正規定は、2014年3月25日から施行する。
- 限月の設定方法の注3及び対象指数等（日経平均株価（Weekly オプション））を追加した改正規定は、2014年11月10日から施行する。
- 対象指数等を追加（東証マザーズ株価指数等）および対象指数等の名称を変更（Nifty 50）した改正規定は、2015年11月27日から施行する。
- 年の表記を西暦に統一した（2015年11月27日）。

11. プット／コール現先区分を表すコードの注2の追加、限月の設定方法の注4の追加、オプションの権利行使価格等の指数化方法の追加及び記載形式の変更（対象指数等の別紙化）をした改正規定は、2016年3月25日から施行する。
12. 対象指数等を追加（白金限日）した改正規定は、2017年3月17日から施行する。
13. 対象指数等を追加（東京ローリー軽油（現金決済）等）した改正規定は、2017年5月8日から施行する。
14. 先物、オプション取引のプット・コールの別等に係る改正規定は、2018年2月13日から施行する。ただし、Ⅲ及びⅣのフレックス限月取引に係る改正規定は、2018年6月25日から施行する。
15. 対象指数等を追加（ゴム（TSR20））した改正規定は、2018年9月3日から施行する。
16. 対象指数等を追加（西エリア・ベースロード電力等）した改正規定は、2019年8月23日から施行する。
17. 対象指数等を追加（CME原油等指数）した改正規定は、2020年12月14日から施行する。
18. 限月設定方法の注2（月数コード）及びオプション取引（長期国債標準物）の権利行使価格等の指数化方法の変更並びにフレックス限月取引（先物）の追加（対象指数等の追加を含む。）に係る改正規定は、2021年9月21日から施行する。なお、オプション取引（長期国債標準物）の権利行使価格等の指数化方法の変更については、2021年9月20日以前に設定された銘柄には遡及して適用せず、2021年9月21日以後に設定される銘柄より順次適用する。
19. 対象指数等を追加（LNG（プラッツJKM））した改正規定は、2022年2月8日から施行する。
20. 限月の設定方法の注2及び注3の変更並びに対象指数等の追加（日経平均株価（日経225マイクロ）、日経平均株価（日経225ミニオプション）、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPX ネットゼロ・ジャパン500インデックス、日経平均気候変動1.5℃目標指数及び無担保コールO/N物レート（TONA）3か月金利）に係る改正規定は、2023年5月29日から施行する。
21. 対象指数等を追加（新潟コシEXW（堂島取引所）等）した改正規定は、2023年11月2日から施行する。
22. Ⅱ 割当方法（フレックス限月取引を除く。）の③：限月の設定方法に係る注5の追加及び対象指数等を追加（電力先物に係る週間物取引及びJPXプライム150指数）した改正規定は、2024年3月18日から施行する。

別紙 対象指数等コード一覧

対象指数等	コード
長期国債標準物	01
超長期国債標準物	02
中期国債標準物	04
東証株価指数(TOPIX)	05
ミニ東証株価指数(TOPIX)	06
ミニ長期国債標準物	07
東証グロース市場250指数	11
JPXプライム150指数	12
日経平均ボラティリティ・インデックス(日経平均VI)	15
日経平均・配当指数	17
日経平均株価(日経225)	18
日経平均株価(ミニ日経225)	19
JPX日経インデックス400	22
日経平均株価(日経225マイクロ)	23
日経平均株価(日経225ミニオプション)	26
東証銀行業株価指数	32
東証株価指数(TOPIX)(フレックス先物)	40
日経平均株価(日経225)(フレックス先物)	41
JPX日経インデックス400(フレックス先物)	42
東証銀行業株価指数(フレックス先物)	43
東証REIT指数(フレックス先物)	44
日経平均トータルリターン・インデックス(フレックス先物)	45
東証株価指数(TOPIX)(フレックス・オプション)	50
日経平均株価(日経225)(フレックス・オプション)	51
JPX日経インデックス400(フレックス・オプション)	52
東証銀行業株価指数(フレックス・オプション)	53
東証REIT指数(フレックス・オプション)	54
TOPIX Core30指数	63
S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数(傾斜0.5)	65
FTSE JPX ネットゼロ・ジャパン500インデックス	66
日経平均気候変動1.5°C目標指数	67
東証REIT指数	69
ダウ・ジョーンズ工業株平均株価(ダウ平均)	73
ラッセル野村プライムインデックス	76
台湾証券取引所 発行量加権指数(台湾加権指数)	78
FTSE中国50インデックス	79
無担保コールO/N物レート(TONA)3か月金利	91
金標準	A0
金ミニ	A1
金限日	A2
銀	A3
白金標準	A4
白金ミニ	A5
パラジウム	A6
原油	A7
ガソリン	A8

対象指数等	コード
灯油	A9
軽油	AA
中京ガソリン	AB
中京灯油	AC
とうもろこし	AG
一般大豆	AH
小豆	AJ
ゴム(RSS3)	AK
白金限日	AL
ゴム(TSR20)	AM
CME原油等指数	AZ
LNG(プラッツJKM)	B0
西エリア・ベースロード電力	B1
西エリア・日中ロード電力	B2
東エリア・ベースロード電力	B3
東エリア・日中ロード電力	B4
西エリア・週間ベースロード電力	BA
西エリア・週間日中ロード電力	BB
東エリア・週間ベースロード電力	BC
東エリア・週間日中ロード電力	BD
新潟コシEXW(堂島取引所)	D0
とうもろこし50(堂島取引所)	D1
米国産大豆(堂島取引所)	D2
小豆(堂島取引所)	D3
粗糖(堂島取引所)	D4
金限日(堂島取引所)	D5
銀限日(堂島取引所)	D6
白金限日(堂島取引所)	D7

株式及び公社債銘柄コードの設定、変更及び削除に関する取扱い要領

(改定) 1996.10	2002.4	2002.8	2003.2	2003.4	2003.8	2004.4
2005.6	2006.5	2007.2	2007.4	2007.11	2008.8	2008.9
2009.2	2010.1	2010.4	2012.3	2015.10	2018.5	2022.5
2023.7	2023.11	2024.2				

I 株式銘柄コード

1. 株式銘柄コードの構成

(1) 株式銘柄コードは、固有名コード4けた、予備コード1けたの合計5けたの数字及び英大文字（B、E、I、O、Q、V、Zを除く。）で構成する。ただし、固有名コードの先頭及び先頭から3けた目は、数字のみを割り当てる。

(2) 普通株式（新株式を除く。）は、固有名コードのみで表示し、予備コードは次のような場合に固有名コードの末尾につけて使用する。

新株式 1 第二新株式 2 種類株式 3、4、5、6、7、8
新株予約権証券 9

種類株式の予備コードの割当順は原則として「5、6、7、8、3、4」の順とする。

(注1) 受益証券（JDRを除く）、投資証券及び特定の指数・指標に連動する上場社債については、普通株式（新株式を除く。）に準じて取り扱う。以下同じ。

(注2) 「3、4、5、6、7、8」の割当項目については、同じ種類株式であっても、発行体毎に異なる予備コードとなることがある。

(注3) 出資証券については、原則として、普通株式（新株式を除く。）に準じて取り扱う。以下同じ。ただし、証券コード協議会が適当と認めた場合には、予備コードをその都度決定することができる。

(注4) 預託証券（DR）及びJDRについては、原資産の商品性に応じて証券コード協議会がその都度決定する。

(注5) 普通株式の全部を一つの種類株式（取得請求権付株式等）に入れ替える場合、原則として、従来の普通株式と同じ株式銘柄コードをそのまま割り当て、普通株式（新株を除く）に準じて取り扱う。

(注6) 公社債銘柄コードの新株予約権証券との相違について、株式銘柄コードにおける新株予約権証券は、以下の①及び②を満たす銘柄とする。

- ① 新株予約権無償割当により発行される銘柄
- ② 行使期間満了日が割当日後速やかに到来する銘柄

(注7) 「普通株式」とは、剰余金、残余財産の分配、及び取締役の選解任その他の重要な事項に関する株主総会における議決権について、平均的かつ標準的な地位又は権利を有する株式を指すものとする。

2. 株式銘柄コードの設定

- (1) 株式銘柄コード（固有名コード）は、別に定める株式銘柄コード枠の余裕コードを使用し、可能な限り、1993年7月5日の改正前の本取扱い要領に定められた設定基準を基本として設定する。ただし、英大文字を含む株式銘柄コード（固有名コード）は、原則として、別に定める英文字を含む株式銘柄コード（固有名コード）の付番順序のとおり設定する。
- (2) コード設定の順序は、発行会社の事業規模、信用度等に関係なく、株式公開日等の順序による。

3. 銘柄コードの変更、削除

既設定の株式銘柄コードの変更、削除は行わない。

4. 欠番銘柄コードの使用

1993年7月5日改正前に行われた変更又は削除によって、現在使用されていない銘柄コード（欠番銘柄コード）は、変更又は削除後1年以上経過している場合には、使用することがある。

II 公社債銘柄コード（国債バスケットを除く。）

5. 公社債銘柄コードの構成

公社債銘柄コードは固有名コード4けた、回記号コード4けた、予備コード1けたの合計9けたの数字（使用する株式固有名コードに英大文字が含まれる場合は、数字及び英大文字）で構成し、その配列は次のとおりとする。

ただし、特定の指数・指標に連動する上場社債は、普通株式に準じて取り扱う。

□	□□□□	□□□□
予備コード	回記号コード	固有名コード

6. 公社債（外国債券及び金融債を除く。）銘柄コードの設定基準

(1) 固有名コード

固有名コードは、国債、地方債、特殊債及び社債に区分し、社債を除くものについては別に定める各々のコード枠を使用し、社債については株式固有名コードを使用する。ただし、財投機関債の発行実績のある株式会社の社債については、その都度、証券コード協議会が決定する。

(2) 回記号コード

- イ 記号のみで表示されている場合には、回記号コード枠の上2けたを使用し、下2けたは0で表示する。
- ロ 回号又は発行年度のみで表示されている場合には、回記号コード枠に右詰めで表示し、余白のけたは、0を表示する。ただし、発行年度が西暦の場合には、発行年度の下2けたを表示する。
- ハ 2種類で表示されている場合には、個々の銘柄回記号の券面の順序どおりコード化する。
- ニ その他、特殊な事例については、証券コード協議会が、その都度、定める。(末尾の注1～注10参照)

(注) 既発債と同一の回記号が表示されている場合には、証券コード協議会がその都度決定する。

ただし、予備コードを使用する公社債で、2002年4月1日の改正商法施行後に発行された証券が同一発行体から既に発行された証券と予備コード及び回号がともに同一である場合は、回記号コード4けたのうち、上1けたを「9」とし、下3けたで回号を表示する。(それでも重複する時は、その都度、証券コード協議会が定める)

(3) 予備コード

予備コードは、4けたの回記号コード枠内ではコード化できない場合、異なった銘柄であるにもかかわらずコード化した場合に同一コードになってしまうとき等に使用し、設定方法は、証券コード協議会が決定する。

既設定の予備コードは次のとおりである。

新株予約権証券	4
新株予約権付社債（転換社債型を除く）	5
交換社債	8
転換社債型新株予約権付社債	9

「6，7」の割当項目については、証券コード協議会がその都度決定する。

7. 外国債券の公社債銘柄コードの設定基準

(1) 固有名コード

同一発行体が発行する外国債券については、債券種別にかかわらず（ただし、予備コードを使用する外国債券は、6.の規定を準用する。）、別に定める固有名コードを共通使用する。

(2) 回記号コード

- イ 回記号コード4けたのうち、上2けたで債券種別を識別し、下2けたで回号を表示する。
- ロ 債券種別を識別する回記号コードの上2けたの設定方法は、証券コード協議会が決定する。
既設定の債券種別は次のとおりである。（現在は発行がない債券種別を含む）

円貨債券（資産流動化証券を除く。）	10
特別円貨債券	13
円貨従属債券	14
特別円貨従属債券	15
変動利付円貨債券	16
円貨債券（資産流動化証券）	17
円／米ドル二重通貨債券	20
円／米ドル逆二重通貨債券	21
円／豪ドル二重通貨債券	22
円／豪ドル逆二重通貨債券	23
円／加ドル二重通貨債券	24
円／加ドル逆二重通貨債券	25
円／ユーロ二重通貨債券	26
円／ユーロ逆二重通貨債券	27
特別円／豪ドル二重通貨債券	30
特別円／豪ドル逆二重通貨債券	31
円／ニュージーランドドル二重通貨債券	32
円償還特約付円／豪ドル二重通貨債券	34
米ドル貨債券	50
豪ドル貨債券	51
加ドル貨債券	52
米ドル貨合同債券	53
米ドル貨交換債券	54
米ドル／豪ドル二重通貨債券	55
米ドル／豪ドル逆二重通貨債券	56
ユーロ貨債券	57
上記以外	60

（注）二重通貨債券とは、先に表記された通貨で払込みと利払いが行われ、後に表記された通貨で償還が行われる債券をいう。

逆二重通貨債券とは、先に表記された通貨で払込みと償還が行われ、後に表記された通貨で利払いが行われる債券をいう。

ハ 回号の表示の方法は、6.(2)の規定を準用する。

ニ その他、特殊な事例については、証券コード協議会が、その都度、定める。（末尾の注9参照）

8. 金融債の公社債銘柄コードの設定基準

(1) 利付金融債（5年債を除く。）

イ 固有名コード

同一発行体が発行する利付金融債については、年限にかかわらず、固有名コードを共通使用することとし、別に定めるコード枠内に設定する。

ロ 回記号コード

(イ) 回記号コード4けたのうち、上1けたで年限を識別し、下3けたで回号を表示する。

(ロ) 年限を識別する回記号コードの上1けたの設定方法は、証券コード協議会が決定する。

(例)

1年債 1

2年債 2

3年債 3

(ハ) 回号の表示の方法は、6.(2)の規定を準用する。

(2) 割引金融債

イ 固有名コード

同一発行体が発行する割引金融債については、年限にかかわらず、固有名コードを共通使用することとし、別に定めるコード枠内に設定する。

ロ 回記号コード

(イ) 回記号コード4けたのうち、上1けたで年限を識別し、下3けたで回号を表示する。

(ロ) 年限を識別する回記号コードの上1けたの設定方法は、証券コード協議会が決定する。

既設定の年限は次のとおりである。

1年債 1

(ハ) 回号の表示の方法は、6.(2)の規定を準用する。

(3) 5年利付金融債の公社債銘柄コードの設定基準は、6.の規定を準用する。

9. 回記号のコード化の仕方

銘柄回記号あるいは発行年度のコード化は、次の要領による。

(1) 記号

イ いろは…… (イロハ……)

い=01 ろ=02 は=03 に=04 ほ=05 へ=06 と=07 ち=08 り=09

ぬ=10 る=11 を=12 わ=13 か=14 よ=15 た=16 れ=17 そ=18

つ=19 ね=20 な=21 ら=22 む=23 う=24 ゐ=25 の=26 お=27

く=28 や=29 ま=30 け=31 ふ=32 こ=33 え=34 て=35 あ=36

さ=37 き=38 ゆ=39 め=40 み=41 し=42 へ=43 ひ=44 も=45

せ=46 す=47 ん=48

ロ アルファベット

A=51 B=52 C=53 D=54 E=55 F=56 G=57 H=58 I=59 J=60
K=61 L=62 M=63 N=64 O=65 P=66 Q=67 R=68 S=69 T=70
U=71 V=72 W=73 X=74 Y=75 Z=76

ハ その他の特殊記号は、80~99を使用する。

(例)甲=81 乙=82 丙=83

(2) 回号

イ 発行回数は、回数をコード化する。

(例)第1回=01

第15回=15

第103回=103

・ ..

・ ..

ロ 発行年度は、年度をコード化する。

(例)2001年=01

2002年=02

・ ..

10. 銘柄コードの削除

当該債券が償還された場合、その償還日をもって銘柄コードを削除する。ただし、固有名コードの削除については証券コード協議会が決定する。

(注 1) リオープン方式導入前に発行された利付国庫債券の初期利払期日到来前の回記号コードの取扱いについて

回記号コード4けたのうち上1けたは、同一回号銘柄のうち、発行月の早い銘柄から「1」から順に「9」まで設定し、下3けたで回号を表示していた。

(例) 利付国庫債券(10年)第170回(1994年4、5月発行)

(初期利払期日到来前) (初期利払期日到来後)

(4月発行分) 1 1700067

(5月発行分) 2 1700067 ———— 0 1700067

(注 2) 利付金融債(利付しんきん中金債券を除く5年債)の回記号コードの取扱いについて

回記号コード4けたのうち、上1けたで募集債(「1」)と売出債(「2」)を区分し、下3けたで回号を表示する。

(例) 利附商工債券（5年）（2002年1月債）

銘柄コード

	回記号コード	固有名コード
い620号	1620	0952
ろ718号	2718	0952
ろ719号	2719	0952

(注 3) 特殊債に関する回記号コードの取扱いについて

同一回号の政府保証債と財投機関債を区別する場合は、いずれかの回記号コード4けたのうち、上1けたを「9」とし、下3けたで回号を表示する。

(注 4) 交換社債の回記号コードの取扱いについて

回記号コード4けたのうち、上1けたを「9」とし、下3けたで回号を表示する。

(注 5) 分離適格振替国債（ストリップス債）のコードの取扱いについて

① 元利統合の分離適格振替国債

分離前の元本に基づく利付国庫債券のコードとする。

② 分離元本振替国債

固有名コードは利付国庫債券と同一コードとし、回記号コードは、4けたのうち上1けたを「9」、下3けたで回号を表示（回号の下3けた）する。

③ 分離利息振替国債

回記号コードは、4けたのうち上2けたを利子支払年（西暦の下2けた）、下2けたで支払月をセットする。

(例)分離利息振替国庫債券 2004年9月※ ※利子支払期日

回記号コード 0409

(注 6) 2004年3月以前に「市場公募地方債を発行していた29の都道府県又は政令指定都市」以外の自治体における、公募地方債（住民参加型ミニ市場公募債を含む）のコードの取扱いについて

① 回記号コードは証券コード協議会が定める任意の数値とする。

② 銘柄固有名コードは、原則として、複数の発行体で共通して利用する。

銘柄固有名コードを共有する複数の発行体は証券コード協議会が適宜定める。

(例)

品川区平成14年度第1回公募公債	00010130
足立区平成14年度第1回公募公債	00040130
第2回長崎県公募公債	00020137
東京都公募公債（東京再生都債）第2回	80020100

(注 7) 複数の自治体による共同発行公募地方債の公社債銘柄コードについて

- ① 回記号コードは証券コード協議会が定める任意の数値とする。
- ② 銘柄固有名コードは、複数の共同体で共通して使用する。
銘柄固有名コードを共有する複数の共同体は証券コード協議会が適宜定める。

(例)

第 1 回共同発行市場公募地方債	0 0 0 1 0 1 2 8
平成 1 5 年兵庫 縣市町共同公募債	0 0 0 1 0 1 2 9

(注 8) 国債の入札前取引の公社債銘柄コードについて

回記号コード4けたのうち、上2けたを「00」固定とし、下2けたで発行月をセットする。1年後は、同一コードを利用する。

(例)

利付国庫債券 (10 年) 入札前取引 (5 月発行)	0 0 0 5 0 0 3 7
利付国庫債券 (2 年) 入札前取引 (12 月発行)	0 0 1 2 0 0 3 2

(注 9) 金融商品取引法第 2 条第 32 項に規定する特定取引所金融商品市場に上場する非公募銘柄に付番する場合の銘柄コードについて

- ① 回記号コードは証券コード協議会が定める任意の数値とする。
- ② 固有名コードは全ての銘柄について1種類の共通コード(0799)を利用する。

(例)

内国会社 a 銘柄	0 0 0 1 0 7 9 9
外国会社 b 銘柄 (1 本目)	0 0 0 2 0 7 9 9
内国会社 c 銘柄	0 0 0 3 0 7 9 9
外国会社 b 銘柄 (2 本目)	0 0 0 4 0 7 9 9

(注 10) 特定目的信託の社債的受益権の銘柄コードについて

受託者である信託銀行等を発行体とする社債とみなして付番を行う。

III 国債バスケットコード

11. 国債バスケットの銘柄コードの構成

国債バスケットの銘柄コードは、固有名コード4けた、構成銘柄コード4けた、予備コード1けたの合計9けたの数字で構成し、その配列は次のとおりとする。

□	□□□□	□□□□
予備コード	構成銘柄コード	固有名コード

12. 国債バスケットの銘柄コードの設定基準

(1) 構成銘柄コード（4けた）

構成銘柄コードは、次のとおりとする。

国債バスケット（国庫短期証券）	0 1 0 1
国債バスケット（利付残存10年以下・国庫短期証券）	0 1 0 3
国債バスケット（利付・国庫短期証券）	0 1 0 5
国債バスケット（変動利付・利付・国庫短期証券）	0 1 0 7
国債バスケット（物価連動・変動利付・利付・国庫短期証券）	0 1 0 9
国債バスケット（分離元本・分離利息）	0 2 0 1
国債バスケット（変動利付・利付・利付GX・国庫短期証券）	0 2 0 3
国債バスケット（物価連動・変動利付・利付・利付GX・国庫短期証券）	0 2 0 5

(2) 固有名コード（4けた）

固有名コードは、0 0 9 9とする。

(3) 予備コード

予備コードは、4けたの構成銘柄コード枠内ではコード化できない場合等において使用し、設定方法は、証券コード協議会が決定する。

IV カバードワラントの銘柄コード

13. カバードワラントの銘柄コードの構成

カバードワラントを特定する商品コード4けた、通番コード1けたの合計5けたの数字で構成し、その配列は次のとおりとする。

□□□□	□
商品コード	通番コード

14. カバードワラントの銘柄コードの設定基準

(1) カバードワラントの商品コード

(0000～0099) 及び (0500～0999) のコード領域を使用する。

(2) 通番コード

(0000～0099) における通番コードは、1～9（0を除く）を使用し、(0500～0999) における通番コードは、0～9を使用する。

設定の順番は、証券コード協議会が決定する。

15. カバードワラントの銘柄コードの削除

当該カバードワラントの上場廃止後、銘柄コードを削除する。ただし、商品コードの削除は、証券コード協議会が決定する。

(注1) 商品コードは、公社債固有名コードのコード枠から割り当てる。

(注2) カバードワラントの銘柄コードは、上場廃止日から1年経過後、別のカバードワラントに再利用されることがある。

付則

1. 外国債券及び金融債の公社債銘柄コード設定方法を変更した改正規定は、1996年10月1日から施行し、同年11月1日以降に発行される銘柄に係る公社債銘柄コードの設定から適用する。
2. 前項の付則規定にかかわらず、外国債券及び割引金融債については、1997年1月1日以後に発行される銘柄に係る公社債銘柄コードの設定から適用する。
3. 2002年4月1日施行の改正商法に伴って、「6. 公社債銘柄コードの設定基準(3) 予備コード」等を改正した規定は、2002年4月1日から施行する。
4. 「6. 公社債銘柄コードの設定基準(2) 回記号コード ニ(注5)」を追加した改正規定は、2002年8月1日から施行する。
5. 「6. 公社債銘柄コードの設定基準(2) 回記号コード ニ(注6)」を追加した改正規定は、2003年1月14日から施行する。なお、(注6)を改定した改正規定は、2003年4月1日から施行する。
6. 「6. 公社債銘柄コードの設定基準(2) 回記号コード ニ(注7)」を追加した改正規定は、2003年4月1日から施行する。
7. 公社債銘柄コードの設定基準(2) 回記号コード ニ(注8)」を追加した改正規定は、2003年8月1日から施行する。
8. 「1. 株式銘柄コードの構成(注4)」を追加した改正規定は、2004年4月1日から施行する。
9. 「1. 株式銘柄コードの構成(注5)」を追加した改正規定は、2005年6月1日から施行する。
10. 2006年5月1日施行の会社法により、「1. 株式銘柄コードの構成(注6)」等を追加した改正規定は、2006年5月1日から施行する。
11. 「6. 公社債銘柄コードの設定基準(1) 固有名コード」を改定した規定は、2007年2月8日から施行する。
12. 「7. 外国債券の公社債銘柄コードの設定基準(1) 固有名コード」を改定した規定は、2007年4月2日から施行する。
13. 「Ⅲ. カバードワラントの銘柄コード」を新規追加した規定は、2007年11月22日から施行する。
14. 「12. カバードワラントの銘柄コードの設定基準」を改正した規定は、2008年8月11日から施行する。
15. 「1. 株式銘柄コードの構成」を改正した規定は、2008年9月11日から施行する。
16. 「1. 株式銘柄コードの構成」及び「5. 公社債銘柄コードの構成」を改正した規定は、2009年2月9日から施行する。
17. 「1. 株式銘柄コードの構成」を改正した規定は、2010年1月29日から施行する。
18. 証券コードの英大文字の組入れに係る改正規定は、2010年4月1日から施行する。
19. 「Ⅱ. 公社債銘柄コード」の7. 外国債券の公社債銘柄コードの設定基準(2)ロの債券種別の追加、「(注9) 非公募銘柄に付番する場合の銘柄コードについて」及び「(注10) 特定目的信託の社債的受益権の銘柄コードについて」の追加の規定は、2012年3月26日から

施行する。

20. 「Ⅱ. 公社債銘柄コード」の(注9)の変更の規定は、2015年10月7日から施行する。
21. 年の表記を(例示の銘柄名中の和暦表記は除く)西暦に統一した(2015年10月7日)。
22. 国債バスケットの導入に係る改正規定は、2018年5月1日から施行する。
23. この改正規定は、2022年5月31日から施行し、「1. 株式銘柄コードの構成」及び「5. 公社債銘柄コードの構成」における英大文字の割当ては、2024年1月1日以降に設定するものから実施する。ただし、やむを得ない事由により、「1. 株式銘柄コードの構成」及び「5. 公社債銘柄コードの構成」における英大文字の割当てを、2024年1月1日から実施することが適当でないと証券コード協議会が認める場合には、同日後の証券コード協議会が定める日以降に設定するものから実施する。
24. この改正規定は、2023年7月1日から施行する。
25. 「1. 株式銘柄コードの構成」を改正した規定は、2023年11月1日より施行する。
26. 国債バスケットの構成銘柄コードを追加した改正規定は、2024年2月14日より施行する。

新証券コード仕様

(制定) 1988.7

(改定) 2000.6 2002.4 2002.10 2003.4 2003.6 2003.8 2004.4
 2005.2 2005.4 2005.9 2006.5 2007.1 2007.3 2007.12
 2008.3 2009.9 2010.1 2012.3 2018.5 2023.11 2024.2

I 基本構成

ISIN (国際証券コード体系 : ISO 6166) コードは、国名コード (prefix) 2けた、基本コード (basic code) 9けた、及びチェックディジット (check digit) 1けたで構成する。

(参考)

項目	国名コード	基本コード			チェックディジット
		発行体コード		証券種類コード	
		属性コード	固有名コード		
けた数	2	1	5	3	1
		9			
(例)	J P	□	□□□□□	□□□	□

II 基本仕様

1. 国名コード (2けた)

ISO で定義される2けたのアルファベットコード (ISO 3166 ; Alpha-2 Country Code) を使用する。

(注) 証券コード協議会が付番する証券 (内国株式、JDRなど) の新証券コードの国名コードは全て JP を用いる。ただし、証券コード協議会がISO 6166に基づき ISIN の付番資格を有しない証券 (外国株式、ADRなど) については、国名コード及びチェックディジットを除いた新証券コード9けたとする。

2. 基本コード (9けた)

発行体コード6けた及び証券種類コード3けたで構成する。

2.1 発行体コード (6けた)

属性コード1けた及び固有名コード5けたで構成する。

2.1.1 発行体属性コード (1けた)

次のとおりとする。

0 (未定義)	3 内国法人	6 (未定義)	8 特定金融商品
1 国 (国債)	4 ユーザー領域	7 (未定義)	9 特定金融商品 (保振)
2 地方公共団体	5 外国法人		

- (注) 1 「1」は、国債の割当領域である。
- 2 内国法人とは、以下の①～④のいずれかに該当するものをいう。
- ① 国内の金融商品取引所に株式を上場している内国会社
 - ② 日本証券業協会の気配公表銘柄
 - ③ 国内で公募債券（特定目的信託の社債的受益権を含む）を発行している内国会社等（公社、公団等を含む。）
 - ④ その他、証券コード協議会が必要であると認める内国会社等
- 3 「5」は、国内で流通する外国証券及び預託証券（対象資産が外国証券の場合）の割当領域である。
- 4 「8」は、(株)証券保管振替機構が扱わない、証券コード協議会が認めた特定の金融商品の割当領域である。
- 5 「9」は、(株)証券保管振替機構が扱う、証券コード協議会が認めた特定の金融商品の割当領域である。
- 6 未公開会社等の私募債等の場合、基本コードは、発行体属性コード1けた、商品コード2けた及び証券種別コード6けたで構成する。

2.1.2 発行体固有名コード（5けた）

(1) 国（国債）

国は複数の発行体とみなし、次のとおり、国債名称コード2けた及び回号コード3けたで構成する。

国債名称コード	回号コード
□□	□□□

a 国債名称コード

次のとおりとする。

	国債名称コード		国債名称コード
利付国庫債券（2年）	02	政府短期証券	64
利付国庫債券（5年）	05	国庫短期証券	74
利付国庫債券（10年）	10	日本国有鉄道清算事業団債券	
個人向け利付国庫債券(10年)	11	承継国庫債券	70
		石油債券承継国庫債券	71
利付国庫債券(物価連動・10年)	12	分離利息振替国庫債券	80
個人向け利付国庫債券(5年)	13	利付国庫債券(40年)	40
個人向け利付国庫債券(3年)	14	利付国庫債券(50年)	55
利付国庫債券(15年)	15	クライメート・トランジション利付国庫債券（2年）	46
利付国庫債券(20年)	20	クライメート・トランジション利付国庫債券（5年）	47
利付国庫債券(30年)	30	クライメート・トランジション利付国庫債券（10年）	48
割引短期国庫債券	50	クライメート・トランジション利付国庫債券（20年）	49

(注) 分離適格振替国庫債券（ストリップス債）で、再結合した元利統合後のコードは、分離前の元本に基づく利付国庫債券と同様とする。また、分離元本振替国庫債券は、通常の利付国庫債券の国債名称コードを使用する。

b 回号コード

銘柄名称の回号を使用する。ただし、回号が4けた以上の場合は、回号の下3けたを使用する。

また、分離利息振替国庫債券の場合は、先頭2けたで償還年（西暦）の下2けた、最後の1けたで償還月（発行月コードと同様にコード化）を表示する。入札前取引は、「000」固定とする。

	回号コード	
(例) 利付国庫債券（10年）第170回	170	
分離利息振替国庫債券 平成20年10月*	08A	※利子支払期日
利付国庫債券（10年）（入札前取引）	000（固定）	

(2) 国債バスケット

国債バスケットの発行体固有名コードは、次のとおり、国債名称コード2けた及び構成銘柄コード3けたで構成する。

a 国債名称コード

「99」固定とする。

b 構成銘柄コード

次のとおりとする。

国債バスケット（国庫短期証券）	101
国債バスケット（利付残存10年以下・国庫短期証券）	103
国債バスケット（利付・国庫短期証券）	105
国債バスケット（変動利付・利付・国庫短期証券）	107
国債バスケット（物価連動・変動利付・利付・国庫短期証券）	109
国債バスケット（分離元本・分離利息）	201
国債バスケット（変動利付・利付・利付GX・国庫短期証券）	203
国債バスケット（物価連動・変動利付・利付・利付GX・国庫短期証券）	205

(3) 地方公共団体

総務省が定める「全国地方公共団体コード」（JIS X-0401,0402）を使用する。（ただし、検査数字は除く。）複数の地方公共団体による共同地方債については、証券コード協議会が適宜定める。その場合においてコードは、複数の共同体で共通して使用する。

(例) 北海道	0 1 0 0 0	東京都	1 3 0 0 0
札幌市	0 1 1 0 0	千代田区	1 3 1 0 1
共同発行市場公募地方債			9 9 0 0 0
兵庫 縣市町共同公募債			9 8 0 0 0

(4) 内国法人

内国法人は、発行体ごとに5けたを割り当てる。

(例) ㈱アーク	1 0 0 0 5
アー克蘭ドサカモト	1 0 0 1 0
・	
・	
わらべや日洋	9 9 4 4 0
ワン・フォー・オール・アセット・ファンディング	9 9 4 8 0

(5) 外国法人

次のとおり、所属国コード3けた及び連番コード2けたで構成する。

所属国コード	連番コード
□□□	□□

a 所属国コード

原則として、ISO で定義される3けたの数字コード (ISO 3166 ; Numeric Code) を使用する。なお、国際機関は0 0 1とする。

b 連番コード

国 (政府) は0 0とし、他の発行体は、原則として所属国別に0 1から始まる連番とする。

	所属国コード	連番コード
(例 1) アジア開発銀行	0 0 1	0 1
国際復興開発銀行	0 0 1	0 2
・		・
(例 2) アメリカ合衆国政府	8 4 0	0 0
ダウ・ケミカル	8 4 0	0 1
・		
米国連邦抵当金庫	8 4 0	1 9

(6) 特定金融商品

A：電子記録移転有価証券表示権利等の場合

次のとおり、証券種別コード8けた（証券種類コード（3けた）を加える）で構成する。

証券種別コード

□□□□□□□□

証券種別コードは、「00000001～ZZZZZZZZ」の範囲で、数字及びアルファベット（ただし、I、Oを除く）を使用する。

(7) 特定金融商品（保振）

A：ペーパーレスCPの場合

次のとおり、商品コード2けた及び識別コード3けたで構成する。

商品コード

識別コード

□□

□□□

a 商品コード

ペーパーレスCP 0A

b 識別コード

数字とアルファベット（ただし、I、O、Uを除く）を使用する。ペーパーレスCPについては各発行者に割り当てる。

(例)	001	ダイヤモンドリース(株)
	009	三菱自動車工業(株)
	00A	オリックス(株)
	.	.
	00Z	大阪証券金融(株)
	010	新日本製鐵(株)

B：未公開会社等の私募債等の場合

付番対象銘柄は次の要件を満たす銘柄とする。

- ①(株)証券保管振替機構における一般債振替制度で取り扱われる私募であること
- ②当該銘柄の発行体に係る発行体固有名コードが未設定であること
- ③コード設定に必要な情報が、証券コード協議会へ提出可能な株式会社及び公社公団等の公社債（特定目的信託の社債的受益権を含む）であること

(注) 私募債発行時に発行体固有名コードが設定されている場合、当該私募債の発行体属性コードは「3」又は「5」を用い、発行月コードで公募債との区分を行う。

また、次のとおり、商品コード2けた及び証券種別コード6けた（証券種類コード（3けた）を加える）で構成する。

商品コード

証券種別コード

□□

□□□□□□

a 商品コード

未公開会社の私募債又は縁故地方公社債等 0B

b 証券種別コード

数字とアルファベット（ただし、I、Oを除く）を連番に使用する。未公開会社等の私募債等については各銘柄に割り当てる。

(例) 000001 ワイエム興業（株）第5回無担保社債

・

000009 ヤマトマシン製造（株）第13回無担保社債

00000A 太誠産業（株）第6回無担保社債

また、(株)証券保管振替機構が定時償還の1銘柄を記番号別に複数の振替債として扱う場合は、先頭1けたをZにして識別する。

(例) Z0000P 高知県平成15年度第1回公債（第1号—1）

C：非上場投資信託の場合

次のとおり、商品コード2けた及び識別コード6けた（証券種類コード（3けた）を加える）で構成する。

商品コード	識別コード
□□	□□□□□□

(注) 国内金融証券取引所に上場される投信（内国ETF）は、発行体属性コード「3」を使用する。

a 商品コード

非上場投信 0C

b 識別コード

①（株）証券保管振替機構における投資信託振替制度で取り扱われること

②国内金融証券取引所に上場されないこと

③コード設定に必要な情報が、証券コード協議会へ提出可能なこと

の要件を満たす銘柄は、「000001～9ZZZZZ」の範囲で、数字及びアルファベット（ただし、I、Oを除く）を連番に使用する。

(例) 0002CA インベスコ 世界中小型株ファンド

また、上記以外の銘柄は、「A00001～ZZZZZZ」（ただし、I、Oを除く）の範囲で、証券コード協議会がその都度、決定する。

2.2 証券種類コード（3けた）

(1) 株式

a 内国株式

次のとおり、第1けたを0とする数字及びアルファベット（ただし、I、Oは除く。）で構成する。

普通株式	000	第二新株式	002	優先株式	010
新株式	001	新株予約権証券	009		
後配株式	020				

（注1）子会社連動配当株式については、「010」を使用する。「010」が既に使用されている場合には、証券コード協議会がその都度決定する。

（注2）異なる種類株式の発行が行われる都度、未定義の「003」から順次、証券コード協議会が決定する。ただし、普通株式の全部を一つの種類株式（取得請求権付株式等）に入れ替える場合、原則として、従来の普通株式と同じ証券種類コードをそのまま割り当てる。

（注3）優先株式については、「010」～「019」、「01A」～「01Z」の範囲から、証券コード協議会がその都度決定する。

（注4）出資証券については、原則として、普通株式（新株式を除く。）に準じて取り扱う。ただし、証券コード協議会が適当と認めた場合には、その都度決定する。

（注5）債券の新株予約権証券との相違について、株式における新株予約権証券は、以下の①及び②を満たす銘柄とする。

- ①新株予約権無償割当により発行される銘柄
- ②行使期間満了日が割当日後速やかに到来する銘柄

b 外国株式

原則として、000から始まる連番とする。

（注）国内の金融商品取引所等に上場等される証券投資信託の受益証券、投資証券及びその他の銘柄の基本コードについては、その都度、証券コード協議会が決定する。
なお、外国株信託受益証券、外国投信信託受益証券及び外国株価指数等連動型投信信託受益証券において、発行体が外国法人の場合は、外国株式に準じて取り扱うが、発行体が内国法人の場合は、外国株信託受益証券及び外国投信信託受益証券は外国株式、外国株価指数等連動型投信信託受益証券は内国株式の基本コード仕様をそれぞれ準用する。

(2) 債券

次のとおり発行年月を基準として、通番コード、発行年コード及び発行月コードで構成する。

通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□	□

a 通番コード

数字1から9とアルファベットAからZ（ただし、I、O、Uを除く）を順に使用し、次の割当てを開始する数字又はアルファベットから各債券等ごとに割当てを開始する。

国債

利付国庫債券等	1	(2、3、4・・・)
分離元本振替国庫債券	P	(Q、R、S・・・)
分離利息振替国庫債券	1	(2、3、4・・・)

地方債

公募債	1	(2、3、4・・・)
非公募債	A	(B、C、D・・・)

事業債等

新株予約権等の権利、転換社債型 新株予約権付社債、新株予約権付 社債（転換社債型を除く）、(株) 証券保管振替機構が扱わない利付 債及び割引債（電子記録移転有価 証券表示権利等を除く）	1	(2、3、4・・・)
---	---	------------

利付債	A	(B、C、D・・・)
-----	---	------------

割引債	J	(K、L、M・・・)
-----	---	------------

外国法人発行の債券	国内事業債等の割当方法に準じる。	
-----------	------------------	--

(注) 分離利息振替国庫債券は、原則として、利払日が20日の銘柄の通番コードを「1」、利払日が15日の銘柄の通番コードを「2」、利払日が1日の銘柄の通番コードを「3」とする。

b 発行年コード

数字とアルファベットを使用（ただし、I、O、U、Y、Zは除く。）し、各発行年に割り当てる。

(注) 1. 分離利息振替国庫債券の発行年コードは「0」を割当てる。
2. 入札前取引用の発行年コードは「X」固定とする。

c 発行月コード

次のとおりとする。

	コード		コード		コード		コード
1月	1(D)	4月	4(G)	7月	7(K)	10月	A(N)
2月	2(E)	5月	5(H)	8月	8(L)	11月	B(P)
3月	3(F)	6月	6(J)	9月	9(M)	12月	C(Q)

(注1) ()内は、非公募債（国債、地方債を除く。）の場合に用いる。

(注2) 分離利息振替国庫債券の発行月コードは「0」を割当てる。

(3) 国債バスケット

「900」固定とする。

(4) 特定金融商品

証券種別コード

A：電子記録移転有価証券表示権利等の場合

発行体固有名コード5けたと合わせて、計8けたの証券種別コードから、銘柄をユニークに特定する。

(5) 特定金融商品（保振）

証券種別コード

A：ペーパーレスCPの場合

数字とアルファベット（ただし、I、O、Uを除く）を使用する。

(例)	銘柄名	証券種別コード
	オリックス 001B CP	001
	オリックス 009B CP	009
	オリックス 00AB CP	00A

B：未公開会社等の私募債等の場合

発行体固有名コードの下3けたと合わせて、計6けたの証券種別コードから、銘柄をユニークに特定する。

C：非上場投信の場合

発行体固有名コードの下3けたと合わせて、計6けたの識別コードから、銘柄をユニークに特定する。

3. チェックディジット（1けた）

モジュール 10「ダブルアッドーダブル」方式により算出された数字を割り当てる。

III 基本コード付番例

基本コードは、国際証券コード体系の基本構成から、国名コード及びチェックディジットを除いたものであり、通常国内で新証券コードを使用する場合の仕様となる。

以下、基本コードの付番例を示す。

① 株式

a 内国株式

(例) 新日本製鐵株式会社普通株式の場合

属性コード	固有名コード	証券種類コード
□	□□□□□	□□□
3	38100	000
内国法人	新日本製鐵	普通株式

b 外国株式

(例) International Business Machines Corporation (IBM) 株式の場合

属性コード	所属国コード	連番コード	証券種類コード
□	□□□	□□	□□□
5	840	06	000
外国法人	米国	6番目に付番した発行体	最初に付番した株式

I B M

② 債券

a 内国債券

(a) 国債

(例 1) 利付国庫債券(10年)第285回(3月発行)の場合

属性コード	国債名称コード	回号コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□	□□□	□	□	□
1	10	285	1	7	3
国(国債)	利付国庫債券(10年)	285回	国債	2007年	3月

(例 2) 分離元本振替国庫債券(10年)第237回(3月発行)の場合

属性コード	国債名称コード	回号コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□	□□□	□	□	□
1	10	237	P	2	3
国(国債)	利付国庫債券(10年)	237回	分離元本国債	2002年	3月

(例3) 分離利息振替国庫債券 (平成16年9月 利子支払期日20日) の場合

属性コード	国債名称コード	回号コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□	□□□	□	□	□
1	80	049	1	0	0
国(国債)	分離利息振替 国庫債券	2004年9月	分離利息国債 (20日利払)	(固定)	(固定)

(例4) 利付国庫債券 (5年) 入札前取引 (5月発行*) の場合

*2004年5月発行と2005年5月発行の新証券コードは同様。

属性コード	国債名称コード	回号コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□	□□□	□	□	□
1	05	000	1	X	5
国(国債)	利付国庫債券(5年)	(固定)	国債	(固定)	5月

(b) 国債バスケット

(例) 国債バスケット (利付・国庫短期証券) の場合

属性コード	国債名称コード	構成銘柄コード	証券種別コード
□	□□	□□□	□□□
1	99	105	900

(c) 地方債

(例) 東京都第642回公募公債の場合

属性コード	固有名コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□□□□	□	□	□
2	13000	1	7	2
地方公共団体	東京都	公募債	2007年	2月

(d) 事業債等

(例1) 新日本製鐵株式会社社債第49回の場合

属性コード	固有名コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□□□□	□	□	□
3	38100	A	3	6
内国法人	新日本製鐵	利付債	2003年	6月

(例2) 平和不動産株式会社第7回無担保転換社債の場合

属性コード	固有名コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□□□□	□	□	□
3	83480	1	7	6
内国法人	平和不動産	転換社債	2007年	6月

(例3) 住友電気工業株式会社新株予約権証券(第1回)の場合

属性コード	固有名コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□□□□	□	□	□
3	40740	1	M	8
内国法人	住友電気工業	新株予約権証券	1991年	8月

(例4) 水資源開発債券(い号179回)

属性コード	固有名コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□□□□	□	□	□
3	88560	A	W	F
内国法人	水資源開発公団	利付債	1999年	3月(私募)

b 外国債券

(例) 第21回アジア開発銀行円貨債券の場合

属性コード	所属国コード	連番コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□□	□□	□	□	□
5	001	01	A	P	2
外国法人	国際機関	最初に付番した機関	利付債	1993年	2月
	アジア開発銀行				

c 特定金融商品(保振)

(例) オリックス株式会社のペーパーレスCP(銘柄名:001B)の場合

属性コード	商品コード	識別コード	証券種別コード
□	□□	□□□	□□□
9	0A	00A	001
特定金融商品	ペーパーレスCP	発行者	通番

(例) ワイエム興業(株)第5回無担保社債の場合

属性コード	商品コード	証券種別コード
□	□□	□□□□□□
9	0B	000001
特定金融商品	未公開会社等の私募債等	通番

(例) ベアリング・ジャパン・オープンの場合

属性コード	商品コード	識別コード
□	□□	□□□□□□
9	0C	000001
特定金融商品	非上場投信	通番

(付則)

1. 2002年4月の改正規定は、(株)証券保管振替機構で取り扱う、ペーパーレスCPの仕様及び商法改正による、種類株式等の仕様について追加した。
2. 2002年10月の改正規定は、ストリップス債の仕様について追加した。
3. 2003年4月の改正規定は、公募地方債の共同発行の仕様について追加した。
4. 2003年6月の改正規定は、(株)証券保管振替機構の一般債振替制度で取り扱う、非公募債の仕様について追加した。
5. 2003年8月の改正規定は、国債の入札前取引の仕様及び優先株式の証券種類コードについて追加した。
6. 2004年4月の改正規定は、出資証券の場合の証券種類コードについて追加した。
7. 2005年2月の改正規定は、(株)証券保管振替機構の投信振替制度で取り扱う、非上場投資信託の仕様について追加した。
8. 2005年4月の改正規定は、「個人向け利付国庫債券(5年)」の国債名称コードについて追加した。
9. 2005年9月の改正規定は、「分離利息振替国庫債券(利払15日)」の通番コードの取り扱いについて追加した。
10. 2006年5月の改正規定は、会社法の施行により、「新株予約権証券」の証券種類コード等の取り扱いについて追加した。
11. 2007年1月の改正規定は、「利付国庫債券(40年)・(50年)」の国債名称コードについて追加した。
12. 2007年3月の改正規定は、非上場投信の識別コードについて、追加した。
13. 2007年12月の改正規定は、いわゆる日本型預託証券(JDR)について、2.2(1)bに追加した。
14. 2008年3月の改正規定は、「国庫短期証券」の国債名称コードについて追加した。
15. 2009年9月の改正規定は、「個人向け利付国庫債券(3年)」の国債名称コードについて追加した。
16. II基本仕様の2.2-(1)-a内国株式の(注5)を改正した規定は、2010年1月29日から施行する。
17. II基本仕様の2.1.1発行体属性コード(1けた)注2③及び2.1.2発行体固有名コード(5けた)-(5)特定金融商品-B:未公開会社等の私募債等の場合③における「特定目的信託の社債的受益権」についての記述追加については、2012年3月26日から施行する。
18. 国債バスケット及び分離利息振替国庫債券(利払1日)に係る改正規定は、2018年5月1日から施行する。
19. II 2.2(2)aの「事業債等」における通番コードの割当ての見直しに係る改正規定は、2024年9月24日から施行し、その他の改定については、2023年11月1日より施行する。
20. 国債バスケットの構成銘柄コードを追加した改正規定は、2024年2月14日より施行する。